

(改正後全文)

平成12年10月25日  
社援監第18号  
一部改正

平成13年 3月30日  
平成15年 3月28日  
平成17年 3月28日  
平成19年 6月18日  
平成21年 5月21日  
平成23年 4月 4日  
平成25年 4月10日  
平成27年 3月27日  
平成29年 3月29日  
平成31年 4月 3日  
令和 3年 3月30日  
令和 5年 3月30日

平成14年 3月29日  
平成16年 3月29日  
平成18年 3月31日  
平成20年 6月12日  
平成22年 3月29日  
平成24年 4月13日  
平成26年 4月18日  
平成28年 3月29日  
平成30年 3月30日  
令和 2年 3月31日  
令和 4年 3月29日  
令和 6年 4月24日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生省社会・援護局監査指導課長

厚生労働省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査  
にかかる資料の提出について

生活保護法施行事務監査並びに指定医療機関に対する指導及び検査の実施については、平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会援護局長通知及び昭和36年9月30日社発第727号医療扶助運営要領により示されているところであるが、標記については、別紙「生活保護法施行事務監査資料」により作成の上、原則、監査期日3週間前までに当職あて提出されたい。

また、提出資料のうち、若干の調査時点に相違がある程度の既存の資料がある場合について、調査時期を明記の上、これにかえて差し支えないので念のために申し添える。

なお、本通知は、地方自治法第245条の9に規定する処理基準とする。  
おって、「厚生省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査にかかる資料の提出について」（平成12年3月31日社援監第5号厚生省社会・援護局監査指導課長通知）は廃止する。